

川場村地域おこし協力隊募集要項

川場村フィールドハンター・獣害対策コーディネーター

— 地域と連携して被害を防ぎ、川場の狩猟と里山を次世代へつなぐ —

1 川場村と今回の募集について

群馬県北部、武尊山の麓にある川場村は、豊かな森林と農地が暮らしのすぐそばにある農山村です。一方、サル、イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農作物被害や生活圏への出没に対し、被害を未然に防ぐ取組と、発生時に速やかに動ける現場体制が必要です。近年は全国的にクマの生活圏への出没や人身被害が課題となっており、川場村においても平時から備えを進める必要があります。

現在は、村職員、猟友会、農家、地域住民等が連携し、捕獲、防護柵の設置、サルの追い払い等に取り組んでいます。今後も活動を継続するためには、経験豊富な猟師から技術を学び、日々の被害確認から予防、捕獲現場の対応までをつなぐ新たな担い手が必要です。

そこで川場村では、村内の鳥獣被害対策の現場を中心となって担う地域おこし協力隊を募集します。応募時点で狩猟経験や免許は問いません。着任後に安全と法令を学び、わな猟免許と第一種銃猟免許を取得するとともに、猟銃の所持許可に必要な手続を進めます。許可取得後は群馬県で狩猟者登録を行い、猟友会と活動しながら川場の将来のハンターへ成長していく仕事です。

2 ミッション

この仕事の中心は、役場内の事務ではなく、地域に出て状況を確認し、関係者と一緒に手を動かすことです。ただ捕獲数を増やすだけでなく、被害を受けにくい環境づくりと安全な捕獲を組み合わせ、地域ごとの状況に合った対策を積み重ねます。

3 活動内容

(1) 被害・捕獲現場の確認と対応

- ・農家や地域住民等から寄せられた被害・目撃情報の確認と、村職員・猟友会への情報共有
- ・被害場所の現地確認、足跡・食痕・侵入経路等の確認、写真撮影、簡単な聞き取りと記録
- ・わな等で獣が捕獲された際の現地確認、関係者への連絡、安全確保、捕獲情報の記録
- ・資格、経験、村と猟友会の役割分担に応じた、止め刺し、搬出、処理等の補助または実施
- ・わな、標識、センサーカメラ等の設置・見回り・撤去・簡易な維持管理と資材整理
- ・被害や出没が多い場所の巡回と、緊急時における村職員・警察・猟友会等との連絡調整の補助

(2) 被害を防ぐための地域支援

- ・地域や農家が行う電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット等の設置・撤去・点検・補修の手伝い
- ・柵の下草、破損、通電状況、扉の閉め忘れ等の確認と、継続して管理しやすい方法の提案
- ・放任果樹、やぶ、収穫残さ等、野生鳥獣を引き寄せる要因の確認と、地域と連携した環境整備
- ・被害が繰り返される場所、侵入経路、対策状況等の地図・台帳への整理
- ・地域住民向けの柵の使い方、安全対策、被害情報の共有等に関する説明や作業支援

(3) サルの追い払い

- ・サルの出没情報を踏まえた巡回、群れの位置や移動方向の確認、被害状況の記録
- ・村が定める方法・装備を用いた追い払いと、地域住民が行う組織的な追い払いの支援
- ・出没場所、時間帯、頭数、移動経路、追い払い結果等の蓄積と、効果的な対応方法の検討

(4) クマの出没対策・安全対策

- ・クマの目撃、足跡、ふん、爪痕、農作物被害等の情報収集と村職員・猟友会・警察等への速やかな共有
 - ・出没場所、時間帯、移動方向等の現地確認と記録、センサーカメラ等を活用した状況把握
 - ・放任果樹、生ごみ、飼料、収穫残さ等の誘引物の確認と、地域と連携した除去・管理の働きかけ
 - ・住民や農家への注意喚起、出没時の連絡方法、安全な行動等の周知と、村の対応訓練への参加
 - ・村が定める対応体制の下で、猟友会、警察、県等と連携した巡回、追い払い、捕獲等の補助または実施
- ※クマへの緊急対応は、本人の資格・経験、猟銃所持許可、安全管理体制、村の指示等に応じて行い、単独で危険な対応を行うものではありません。

(5) わな・銃猟免許の取得と猟友会での実践

- ・狩猟制度、関係法令、安全管理、わなの構造、獣種判別、衛生管理等の基礎学習
- ・わな猟免許と第一種銃猟免許を取得し、猟銃所持許可に必要な講習、射撃教習、申請等の手続を進める
- ・猟銃所持許可の取得後、必要な保険等に参加した上で、群馬県の狩猟者登録を行う
- ・村内の猟友会組織に所属し、先輩猟師への同行、わなの設置・見回り、射撃訓練、捕獲対応等を実地で学ぶ
- ・11月から2月頃までの法令等で定める猟期には、狩猟者登録をした上で、猟友会と連携してわな・銃による狩猟活動に取り組む
- ・猟期外は、許可された有害捕獲、被害防止、サル・クマ対策、資材整備、研修等に取り組む
- ・経験を積みながら、担当する地域や対象獣種を持ち、自ら計画して動ける範囲を広げる

(6) 記録・検証と関係者の連携

- ・被害、目撃、捕獲、追い払い、防護柵等の活動記録と、村職員への定期報告
- ・季節、場所、獣種、被害内容、対策結果等の整理と、重点的に取り組む地域・時期の検討
- ・村職員、猟友会、農家、地域等との打合せと、現場で分かった課題・改善案の共有
- ・次に活動する人が迷わないための現場手順、注意点、地図、資材台帳等の整理
- ・県や関係機関が行う研修、狩猟者育成、鳥獣被害対策の取組への参加・協力

(7) ジビエ等の地域資源活用

- ・1年目から、ジビエの衛生管理、捕獲個体の取扱い、食肉処理、流通等の基礎を研修や先進事例、処理施設等の視察を通じて学ぶ
- ・捕獲から搬入・処理までに必要な時間、運搬方法、受入条件、記録、費用等を整理し、既存の処理施設と連携できる方法を検討する
- ・処理事業者、飲食・宿泊事業者、販売事業者等の意見や需要を確認し、川場村に合った無理なく継続できるジビエ活用の形を探る
- ・皮、角、骨等についても、処理方法や加工先、作り手等を調べ、地域資源として活用できる加工品を無理のない範囲から検討する

- ・経験ある猟師の技術や注意点を整理し、若手・新規狩猟者が学びやすい同行・研修の仕組みを検討する
- ・活動内容や狩猟の安全・役割について、本人の適性と関係者の了承を踏まえ、可能な範囲で情報発信に協力する

4 村正職員との役割分担

隊員は現場活動の中心を担いますが、村の行政・会計上の責任まで担うものではありません。現時点では、次のような役割分担を想定しています。

区分 主な役割

協力隊員	現地確認、追い払い、防護柵支援、猟友会活動、捕獲対応、活動記録、現場情報の整理、改善提案等
村正職員	国庫補助事業に係る申請・実績報告、予算執行、契約・支出、通帳管理等の会計事務、行政としての意思決定・関係機関調整等

※隊員は、国庫補助事業の報告等に必要な現場写真、作業記録、数量等を正職員へ提供します。詳細な分担は着任後も随時見直します。

5 年間の活動イメージ

以下は現時点のイメージです。実際の活動は、獣種、被害・出没状況、法令上の猟期、有害鳥獣捕獲の許可期間、地域の作業時期等に応じて調整します。

時期（想定）	現場活動	育成・改善
春～初夏	防護柵の設置・点検、被害場所の確認、サル追い払い、クマの誘引物対策、捕獲資材の整備	地域・猟友会との顔合わせ、安全研修、わな猟・第一種銃猟免許と猟銃所持許可手続の準備
夏～秋	サルの巡回・追い払い、クマを含む出没・農作物被害の確認、センサーカメラ等による状況把握	両免許の取得、猟銃所持許可に必要な講習・射撃教習・申請、猟期前の安全訓練
猟期（11月～2月頃）	狩猟者登録を行い、猟友会と連携したわな・銃による狩猟、捕獲現場対応、搬出・処理等	先輩猟師との実践、安全な捕獲技術の習得、狩猟記録と年間活動の振り返り
通年	被害相談、現地確認、クマ等の出没情報への対応、資材管理、関係者との情報共有	記録の整理、対策の改善、ジビエの基礎学習・視察、任期後の働き方の検討

6 3年間の成長イメージ

年	テーマ	主な活動・到達イメージ
1年目	安全と現場の基本を身につける	村内の被害・出没状況と地域を知り、村職員・先輩猟師に同行します。両狩猟免許を取得し、猟銃所持許可の手続と猟期の実践を進めます。併せて、ジビエの衛生管理や処理・流通の基礎を学び、処理施設等を視察します。

年	テーマ	主な活動・到達イメージ
2年目	担当を持ち、対策を組み立てる	担当する地域や対象獣種を持ち、予防と捕獲をつなげて動きます。猟期の狩猟やクマを含む出没対策の経験を積むとともに、捕獲個体の搬入条件、処理体制、地域の需要等を調べ、連携方法を検討します。
3年目	現場の中心となり、次につなぐ	日常の被害対策、猟期の狩猟、クマ等の出没対応を関係者と連携して担いまい、現場手順や技術継承を整理し、関係事業者と連携した実行可能なジビエ活用案や任期後の働き方を具体化します。

任期終了後は、村内で鳥獣被害対策や狩猟に継続して関わる働き方、農林業等と組み合わせた生業、猟友会の担い手、ジビエ等の地域資源活用に関わる働き方などを想定しています。特定の雇用や事業化を確約するものではなく、本人の適性・希望、活動実績、地域の体制等を踏まえて任期中に具体化します。

7 求める人物像

- ・鳥獣被害対策や狩猟に関心があり、地域に出て手を動かしながら学びたい方
- ・狩猟経験の有無にかかわらず、安全と法令を最優先し、先輩猟師の助言を素直に聞ける方
- ・銃の取扱い、保管、運搬、使用に関する法令・規則と安全手順を厳守できる方
- ・クマ等の緊急対応で独断や無理な行動をせず、村・警察・猟友会等の指示と連携を徹底できる方
- ・山林、斜面、積雪、暑さ・寒さ等の屋外環境を理解し、体調管理ができる方
- ・捕獲個体、血液、臭気、虫等を伴う現場があることを理解し、必要な衛生管理を行える方
- ・早朝、夕方、休日等に出没・捕獲対応が生じる仕事の特性を理解できる方
- ・農家、地域住民、猟友会、村職員等の話を聞き、独断で動かず、周囲と連携できる方
- ・被害や活動内容を簡潔に記録し、原因と対策を考え、改善を積み重ねられる方
- ・任期終了後も川場村に定住し、鳥獣被害対策、狩猟、農林業等に関わりたい方

8 応募条件

- ・総務省が定める地域おこし協力隊の地域要件を満たす方
(地域要件は、現住所や活動歴等により、総務省の制度に基づき個別に確認します。)
- ・心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、住民とともに地域活動に積極的に参加できる方
- ・普通自動車運転免許を有する方
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ・採用後、川場村に生活拠点を移し、住民票を異動して居住できる方
- ・着任後にわな猟免許及び第一種銃猟免許を取得し、猟銃所持許可に必要な手続を進め、許可取得後は狩猟者登録を行って、猟友会活動及び猟期の狩猟に取り組む意思のある方
- ・任期終了後も川場村に定住し、鳥獣被害対策、狩猟、農林業等に関わる意思のある方
- ・パソコン、電子メール、スマートフォン等の基本的な操作ができる方

9 募集人数

1名

10 任用形態・任期

身分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員（川場村地域おこし協力隊員）
所属	川場村役場むらづくり振興課
任用期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。活動実績等を踏まえ、年度単位で再度任用し、最長 3 年間とします。
採用予定日	令和 9 年 4 月 1 日
主な活動場所	川場村役場、村内の農地・山林・集落、猟友会の活動場所等

11 勤務日・勤務時間

勤務日数	原則として週 5 日
勤務時間	原則として午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（休憩 60 分）とし、1 日 7 時間、週 35 時間勤務とします。
休日	原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始とします。
時間外・休日勤務	野生鳥獣の出没、捕獲、追い払い、業務として行う猟友会活動、猟期中の狩猟等により、早朝、夕方又は休日に勤務する場合があります。この場合の勤務時間の割振り変更、振替休及び時間外勤務等に係る報酬の取扱いは、村の規定によります。
休暇	年次有給休暇その他の休暇は、川場村の会計年度任用職員に関する規定によります。

12 報酬・待遇

報酬	月額 212,348 円 ※社会保険料、雇用保険料等の本人負担分が控除されます。
期末・勤勉手当	年 2 回（6 月及び 12 月）、任用期間、在職期間及び勤務成績等に応じて支給します。
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等を任用条件に応じて適用します。
住居	原則として、村が用意する住居を無償で貸与します。ただし、光熱水費、通信費、生活用品費等は本人負担とします。
活動用車両	活動に伴う移動には、原則として公用車を使用します。ただし、村内の近距離移動など、業務内容や状況に応じて、自家用車を使用していただく場合があります。
装備・用品	作業着、長靴、安全装備、通信機器、わな・捕獲資材等の職務上必要な物品を、予算の範囲内で支給又は貸与します。
資格取得支援	わな猟・第一種銃猟免許、猟銃所持許可、狩猟者登録等に必要な費用を、予算の範囲内で支援します。
転居費	赴任に伴う引越し費用、生活用品購入費等は本人負担です。
兼業・副業	地域おこし協力隊としての活動に支障がない範囲で、任期終了後の定住や起業等につながる兼業・副業を、事前に村の承認を得た上で認めます。

13 村・猟友会等のサポート

- ・村担当職員による業務説明、日々の相談、関係者との調整支援
- ・猟友会の経験者による安全指導、現場同行、わな設置・見回り・捕獲対応、銃猟等の実地研修
- ・わな猟・第一種銃猟免許、猟銃所持許可の取得に必要な講習・射撃教習・申請等の案内と、予算の範囲内での費用支援
- ・猟銃所持許可取得後の射撃練習、狩猟者登録後の猟期の同行、クマ等の出没対応に関する段階的な現場指導
- ・公用車、通信手段、作業着、保護具、捕獲・追い払い資材等の活動環境整備
- ・群馬県、農業関係機関、警察、近隣市町村、鳥獣被害対策の専門家等への相談・研修機会
- ・ジビエの衛生管理、処理、流通等を学ぶ研修・処理施設等の視察と、処理事業者、飲食・宿泊・販売事業者、作り手等との連携支援
- ・地域おこし協力隊向け研修、県内隊員・OB・OG との交流、任期終了後の定住・就業・起業等の相談

14 応募手続き

次の書類を、応募先へ郵送、持参または電子メールで提出してください。応募申込書兼履歴書は指定様式を使用し、各欄に記入してください。提出書類は返却しません。なお、電子メールで提出する場合、住民票の写しはPDF データを提出し、原本は第2次選考時に提出してください。

- ・川場村地域おこし協力隊応募申込書兼履歴書（指定様式、写真添付）
- ・普通自動車運転免許証の写し
- ・住民票の写し（本人分、発行後3か月以内で、マイナンバーの記載がないもの）

15 募集・選考日程

募集開始	令和8年10月1日（木）
応募期限	令和8年11月6日（金）午後5時必着
第1次選考	令和8年11月中旬（書類審査）
第2次選考	令和8年11月下旬から12月上旬（面接審査）
採用候補者決定	令和8年12月中旬まで
採用・着任	令和9年4月1日
提出先	〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 3200 番地 川場村役場むらづくり振興課
電話・メール	電話：0278-25-5071 メール： kankou@vill.kawaba.gunma.jp

16 選考方法

- ・第1次選考：書類審査

応募条件、応募動機、安全意識、現場仕事への理解、地域との協働、継続力、記録・改善への姿勢、任期後の意向等を確認し、結果は、応募申込書兼履歴書に記載されたメールアドレスへ応募者全員に通知します。

- ・第2次選考：面接審査

第2次選考の日時・会場等の詳細は、第1次選考の合格者にメールで通知します。

最終結果は令和8年12月中旬までにメールで通知する予定です。採用は令和9年度予算の成立その他必要な手続を条件とします。

17 その他

- ・応募資格の地域要件は、現住所や転出地等により個別判断となります。応募前にお問い合わせください。
- ・選考に要する交通費、通信費、郵送費等は、応募者の負担とします。
- ・活動には、屋外・山林作業、捕獲個体への対応、銃の取扱い、早朝・夕方・休日の対応等が含まれます。狩猟、捕獲、止め刺し、搬出、追い払い、クマ等の出没対応は、関係法令、必要な免許・許可・登録、村の手順及び安全管理体制に基づいて実施します。
- ・適任者がいない場合は採用しないことがあります。また、活動内容・本要項は、隊員の経験・適性、被害・出没状況、関係者協議、予算、条例・規則等により変更する場合があります。